

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（三）

小松良正

- 一 序論
- 二 請求併合に関する規定
 - (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求併合のルール（以上・第一九号）
 - (二) 一九七八年の規則改正草案
 - (三) 一九八五年のミシガン裁判所規則（2（1）（ト）まで第二二号）
- 三 当事者併合に関する規定
 - (一) 序論
 - (二) 必要的当事者併合に関する規定（1（5）（ロ）まで本号）
 - (三) 任意的当事者併合に関する規定
- 四 請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 五 わが国の民事訴訟理論への示唆

(1) 請求の必要的併合

(チ) 請求不併合に対する異議の手續

規則二・二〇三(A)項二号によれば、請求不併合に対する異議は、前訴での訴答、申立てまたは審理前協議において申し立てることができるが、それは答弁 (answer) において提出されるのが典型的であろうとされる⁽¹⁾。この場合、その異議を通常の意味での防禦方法 (defense) または積極的防禦方法 (affirmative defense) と呼ぶことは適切でない。なぜならこの異議は当該訴訟で原告が求める救済となら対立するものではなく、むしろまだ提起されていない後訴での他の救済を排除しようとするものだからである。それゆえ、Martin 教授はこの異議をそのままの形で「不併合に対する異議 (objection to nonjoinder)」と呼ぶことが適切であるとする⁽²⁾。また、規則はこの異議がどの程度特定していなければならないかについて明文の規定を置いていない。この場合、同一の取引または事件から生じたその他の請求を併合提起していないとの単純な異議の申立てをすることは十分ではない。なぜなら、そのような申立ては容易に画一的なものとなり、規則が原告に対して与えた保護を無意味なものとするからである。それゆえ、その申立てはなんらかの適当な方法で併合されていない請求を識別できるようにすることが理想的であるが、実際上相手方のために訴答書面を準備しこれを利用しないことについて異議を申し立てることまでは必要とされないであろうとの指摘がなされている⁽³⁾。

(リ) 後訴手續において請求不併合の防禦方法を提出する方法

前訴手續での相手方の請求不併合についての防禦方法を後訴において提出するためには、その事項を積極的防禦方法として訴答しなければならない⁽⁴⁾。これは規則二・一一一F項三号(a)に列挙された積極的防禦方法の一つではない⁽⁵⁾。しかし、同項三号(b)によればその他の積極的な事項により相手方当事者の請求の法律効果を全部または一部無効 (avoid) とし、またはその請求を全部または一部覆滅 (defeat) させる防禦方法の提出が必要とされる。請求不併合についての防禦方法は、陳述された請求の法的充足性を攻撃するものではなく積極的な事項 (前訴と当該前訴での不併合) を提出するものであるから、積極的防禦方法の範疇に属する⁽⁶⁾。

(ヌ) 請求の必要的併合のルールに対する例外

規則二・二〇三(A)項一号の定める請求の必要的併合のルールについては二つの明確な例外が規定されており、またそれ以外に第三の例外が存在する可能性がある⁽⁷⁾とされる。まず第一に、訴答者が訴答書面送達の時点において相手方に対して有する数個の請求のみが併合を求められる。訴答書面送達の時点ではまだ相手方に対する特定の請求が存在していないときは、その請求を他の請求と併合することを要求できないからである⁽⁸⁾。第二に、ある特定の請求が他の請求と同一の取引または事件から生ずるものである場合でも、その裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三者の出廷を必要とするときは、訴答者はその請求を他の請求と併合する必要はない⁽⁹⁾。これは、規則二・二〇五の定める必要的当事者併合 (Necessary Joinder of Parties) の規定との関係を述べたものである⁽¹⁰⁾。第三に、ミンガン裁判所規則の必要的請求併合のルールと多くの点で類似している連邦民事訴訟規則一三条(a)項の必要的反訴の規定は、次のような例外を定めている。すなわち、訴訟が提起された時点でその請求が他の係属中の訴訟の主題となつていたりときは、これを必要的反訴として提起する必要はないとするものである⁽¹¹⁾。ミンガン裁判所規則にはそのよ

うな規定は存在しないが、規則二・一一六(○)項6号によれば同一請求についての別の訴訟が同一当事者間ですでに開始されていることを理由として略式判決 (summary judgment) を求める申立てが許される。規則二・二〇三(A)項一号に基づき請求の併合を要求するが、略式判決のルールに基づく却下を規定するのは矛盾しているとの指摘がなされている。⁽¹²⁾

- (1) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, MICHIGAN COURT RULES PRACTICE 35 (3d. ed. 1985).
- (2) 2 *id.* at 36. しかし、文理上明確には規定されていないが、規則二・一一〇(○)項二号および三号の原則によれば、この争点が、抗弁、積極的抗弁、または反訴という誤まった名称で提出されたという理由だけで排斥されるべきではないとする。
- (3) *Ibid.*; see also Martin, *Motions Practice. Parties, Joinder, and Change of Venue Under the Michigan Court Rule of 1985*, 63 MICHIGAN BAR JOURNAL 931 (1984).
- (4) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36.
- (5) 規則二・一一一(F)項三号(a)において積極的防禦方法 (affirmative defense) として規定されている事項は、寄与過失、危険の引受け、弁済、義務の免除、履行、破産免責、許可、詐欺、強迫、禁反言、詐欺防止法、出訴期限法、法律による免責特権、約因の欠缺または滅失、証書または取引が無効とされ、取り消しうべきものとされ、または制定法または不交付に より回復することのできないものとされることである。
- (6) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36.
- (7) 2 *id.* at 37.
- (8) *Ibid.*
- (9) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36.
- (10) 原告が、その訴訟での被告に対する請求と同一の取引または事件から生じた被告に対する他の請求を有するときは、規則

二・二〇三(A)項に基づきその請求の追加的併合を行わなければならない。ただし、その請求の追加的併合によりその請求に追加的当事者が必要とされる場合に、裁判所がその追加的当事者について管轄権を獲得できないときは、その請求の併合が必要とされない場合がある。追加的当事者が必要とされるかどうかの判断は、規則二・二〇五に基づく。See *id.* at 39.

(11) この例外は、もっぱら原告がその請求を主張するため異なった裁判所を選択した場合に、それが反訴についての最初の裁判所の選択に優先するという事実を認めることは適切でないという理由に基づく。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 353 (1985).

(12) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.

(2) 請求および反訴の任意的併合

請求および反訴の任意的併合と、対立する請求を越える反訴についての規定は次の通りである。

(B)項 任意的併合 (Permissive Joinder) 訴答者はコモン・ロー上の請求であるとエクイティ上の請求であるにもかかわらず、彼が相手方当事者に対して有する数個の請求を独立したまたは選択的な請求として併合することができる。一方の請求についての審理が、それ以前に他方の請求についての裁判の後においてのみ可能とされる場合でも、それら二つの請求を単一の訴訟において併合することができる。しかし、裁判所は当事者の実体的権利に依りてのみ救済を付与することができる。

(C)項 対立する請求を越える反訴 反訴は相手方当事者の求めるリカヴァリーを縮減しまたは排除することができるが、縮減または排除の点は要求されない。反訴は相手方当事者の訴答において請求される額を超過しまたは異なる種類の救済を請求することができる。

(イ) 請求および反訴の任意的併合

請求および反訴の任意的併合を定める(B)項は旧規則二〇三第二項とほぼ同一の規定である。本項によれば、当事者が相手方当事者に対して有するコモン・ロー上またはエクイティ上の数個の請求が主題の点でまったく関連性を持たない場合でも、それらすべての請求を無制限に併合することが許される。⁽¹³⁾これは効率性という要請に基づくものであるから、⁽¹⁴⁾反対に関連性のない数個の請求の併合により手続が錯綜するとき、裁判所はそれらの請求について別個の審理を命じ別個の判決を言い渡すことができる。⁽¹⁵⁾またミンガン裁判所規則には必要的反訴の規定は存在しないので、本項の場合も当然に反訴を提起するかどうかは訴答者の自由である。⁽¹⁶⁾しかし、もし反訴が提起されるならば、反訴を提起した訴答者が相手方当事者に対してその反訴請求と同一の取引または事件から生じたその他の請求を有するとき、訴答者は規則二・二〇三(A)項の請求の必要的併合のルールに基づき、相手方が請求不併合に対する異議を申し立てることを条件としてそれらすべての請求を併合しなければならないのであり、その訴訟で併合されなかった請求に基づく後訴は排斥されることになる。⁽¹⁷⁾この点は、旧規則の下では原告の請求だけが請求の必要的併合のルールの適用を受けるものとされたので、旧規則が変更されたことを示している。⁽¹⁸⁾

また、本項によれば数個の請求のうちの一方の請求について訴訟を遂行するためには他方の請求についての勝訴判決が必要とされたような場合でも、なお原告はそれらの請求を併合することができる。例えば、債権者が貸付金の支払を求めて被告を訴え、またその貸付金の担保とされた財産の他人への譲渡を詐欺的なものとして取り消すためその他人を併合する場合、裁判所は以前にはその譲渡の無効を債権者が求めるには、債権者が金銭判決を得ることを要求した。⁽¹⁹⁾しかし、現行規則によれば、原告はこれら双方の請求を単一の訴訟において併合することができる。⁽²⁰⁾

(ロ) 対立する請求を越える反訴

(C)項は旧規則一一・八とほぼ同一の規定であり、反訴が相手方により請求されている救済の額または種類により制限されないことを明らかにしている。⁽²¹⁾また、(B)項と(C)項をとともに考慮した場合、反訴は原告の請求と同一の取引または事件から生ずる必要はないことが明らかである。もし、反訴が原告側の請求とほとんど関連性がないため単一の審理を不適當なものとするときは、裁判所は規則二・五〇五により別個の審理を命じることができる。⁽²²⁾反訴の訴訟手続は、コモン・ロー上の相殺(set-off)と控除(recoupment)の手続に由来している。⁽²³⁾コモン・ロー上、被告は控除の方法に基づき原告に対して原告の訴と同一の事件から生じた請求を主張することができたが、この主張はもっぱら防禦的に(defensively)のみ使用することができた。それゆえ、控除はもっぱら原告の請求を排除し(defeat)または縮減する(diminish)ためにのみ利用できたのであり、積極的な救済は禁止された。⁽²⁴⁾相殺とは原告の請求と無関係の被告による請求であり、被告が積極的な救済の要求を行なうことを可能にした。しかし、それらの請求は確定額についてのものでなければならぬか、または契約もしくは判決から生じたものでなければならぬとされたため、その利用は制限された。⁽²⁵⁾初期の州の法典はこれと同一の狭いアプローチを採用し、しばしば明示的にまたは裁判所の解釈により反訴がなんらかの形で原告の請求を直接に排除しまたは縮減させることを要求した。⁽²⁶⁾さらに多くの州の法典は、反訴を一定類型の訴え——例えば同一事件から生じた請求、確定額を含む請求、または契約もしくは不法行為上の請求——に制限した。このように、初期の法典上の訴訟手続は最初に訴訟を開始した当事者を保護し、一定

類型の反訴に該当しない請求を有する被告に対して別訴を提起させるといふ負担を負わせたのである。⁽²⁷⁾ 同様の制限はエクイティにおいても存在し、一九一二年の連邦エクイティ規則三〇条によれば、反訴はその訴訟の主題である事件から生じた場合のみ許された。さらに、エクイティ上の反訴はもっぱらエクイティ上の請求に対してのみ許され、⁽²⁸⁾ コモン・ロー上の請求に対しては許されなかった。現代の訴訟手続上のルールによれば、反訴の提起はその種類、主題、または最初の請求に対する関係によりなんら制限されない。⁽²⁹⁾

- (31) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.
 (4) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 345.
 (15) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37. また、この点については、拙稿「ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の文籍(一)」国土館法学第一九号一五二頁以下(昭和六二)参照。裁判所は、規則二・五〇五により審理上の便宜をこの問題点を処理する権限を与えられている。
 (19) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 28, 37. この点については、拙稿「ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の文籍(一)」国土館法学第一二二号一三二頁—一三三頁(平成一〇)を参照。See also 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 148 (2d. ed. 1985).
 (61) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37. See also J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 637-639.
 (81) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.
 (91) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 347.
 (92) 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 117-118 (2d. ed. 1985); see also FED. R. CIV. P. 18 (b).

- (21) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37, 38.
 (22) *Id.* at 38.
 (23) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 348; F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 482 (3d. ed. 1985).
 (24) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 348-349; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 483. また、控除の手続については、上野泰男「反訴の強制による訴訟の単一化—アメリカ法における必要的反訴について—」法学雑誌第一九卷一〇八頁(昭四七)、田中英夫ほか編・英米法辞典七〇四頁(平成三)を参照。
 (25) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 349; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 484. また、相殺の手続については、上野・前掲注(24)一〇八頁—一〇九頁、鴻常夫『北沢正啓編・英米商事法辞典七一八頁(昭六一)』、田中英夫ほか編・前掲注(24)七七—七九頁を参照。
 (26) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & MILLER, *supra* note 11, at 349.
 (27) *Ibid.*
 (28) *Ibid.*
 (29) *Ibid.*

(3) 共同訴訟人間請求

新規則における共同訴訟人間請求の規定は次の通りである。

(D)項 共同当事者に対する共同訴訟人間請求 (Cross-Claim Against Co-Party) 訴答は、最初の訴訟または反訴の主題である取引または事件から生じ、または最初の訴訟の主題である財産に関連した、一当事者が共同当事者 (co-party) に対して有する請求を共同訴訟人間請求として陳述することができる。共同訴訟人間請求は、

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の文籍 (三)

それが主張される当事者が共同訴訟人間請求の原告に対して提起された訴訟で主張される請求の全部または一部に對して、その共同訴訟人間請求の原告に對して責任を負いまたは負う可能性があるとの請求を含むことができる。

共同訴訟人間請求とは、共同当事者間においてその一方の共同当事者が他方の共同当事者に對して主張する請求である。共同訴訟人間請求を提起することができるのは、それらの請求が(a)最初の請求の主題と同一の取引または事件から生ずるとき、(b)反訴の主題と同一の取引または事件から生ずるとき、または(c)最初の訴訟の主題である財産に關連する場合である。⁽³⁰⁾ 以上の基準のうち(c)の当該請求の財産に對する関連性という基準を除いて、共同訴訟人間請求の適切性画定のための基準は必要的請求併合のルールにおいて使用される基準と同一であり、同様の解釈が採られなければならない。⁽³¹⁾ 共同訴訟人間請求は、その請求が主張される当事者が共同訴訟人間請求の原告に對して提起された訴訟で主張される請求の全部または一部に對して、その共同訴訟人間請求の原告に對して責任を負いまたは負う可能性があるとの請求を含むときは、第三当事者請求 (impleader) と同一の性質を有する。⁽³²⁾ 負担部分 (contribution) や損失補償 (indemnity) 等に基づく請求の場合がこれに屬する。⁽³³⁾ しかし、これは法律上は第三当事者請求とは異なる。なぜなら、規則二・二〇四(A)項(1)号によれば第三当事者請求は訴訟当事者でない者に對してのみ利用することができるからである。⁽³⁴⁾ しかしながら、実質的なルールとしては同一である。⁽³⁵⁾ また再度言及すれば、共同訴訟人間請求の陳述は必要的なものとはされていないが、当該請求が(D)項に基づき陳述されるときは、これと同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求が規則二・二〇三(A)項に基づき併合されなければならないのであり、その訴訟で併合されなかった請求に基づく後訴は排斥されることになる。⁽³⁶⁾ ただし、(E)項によりそれらの請求のうちの幾つかが許容

されまたは許容されない場合がある。⁽³⁷⁾ このような共同訴訟人間請求の基礎に存在しているのは、必要的反訴のルールと同様に多数の訴訟を防ぐとともに、最小限の訴訟手続上の方法で当事者間のすべての紛争を解決しようとする政策である。⁽³⁸⁾ そのような目的から、多くの裁判所は共同訴訟人間請求の規定を広く解釈してきたのであり、それによって訴訟が不当に錯綜し当事者の権利が害される可能性があるときは、裁判所は別個の審理を命じることによりそのような不利益を取り除くことができる。⁽³⁹⁾

(30) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(31) 5 J. SOAVE, *MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS* 150(2d ed. 1985). この点については、稿拙・前掲注(16)国士館法学第二二二号一三三頁—一三五頁を参照。See also J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 359.

(32) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. もし、二人の被告の一方が、単に他方に責任があり自己には責任がないという態度をとるならば、共同訴訟人間請求は存在していない。その被告は防禦方法 (defense) を有しているのであり、請求 (claim) を有してゐるのではない。See, 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 150.

(33) 5 J. SOAVE *supra* note 31, at 150.

(34) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(35) *Ibid.* また、反訴と共同訴訟人間請求とは、次のような点で区別される。双方とも他方の訴訟当事者に對する積極的な請求を主張するための方法であるが、共同訴訟人間請求は共同当事者 (co-parties) に對してのみ主張しうる一方で、反訴は相手方当事者 (opposite parties) に對してのみ主張しうる点で異なる。さらに、反訴請求はそれが訴訟の主題と関連性を有する必要があるのに對して、共同訴訟人間請求は訴訟の主題と関連性を有する場合に限られる点で区別される。5 SOAVE, *supra* note 31, at 149-150; J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 360.

(36) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. *see also* J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 637-639.

(37) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(38) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 357.

(39) *Id.* at 357-358; *see also* 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 150.

(4) 反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期

反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期についての規定は次の通りである。

(E)項 反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期 反訴または共同訴訟人間請求は、答弁書とともにまたは規則二・一一八の規定する方法により修正として提出されなければならない。反訴または共同訴訟人間請求を陳述するための修正の申立てが却下されるときは、裁判所が特に明記する場合を除きその請求を別訴で争うことは妨げられない。

本項は、反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期を定める新たな規定である。⁽⁴⁰⁾ 規則二・一一〇によればこれらの請求は別個の訴答として分類されており、この点は旧規則一一〇・一の下での実務とは異なる。⁽⁴¹⁾ 本項によれば、反訴または共同訴訟人間請求は答弁書とともにまたは答弁書の提出期間内に提出されなければならない。⁽⁴²⁾ また、修正(amendment) に関する通常の原則が適用される。⁽⁴³⁾ それによれば、時機に遅れた反訴または共同訴訟人間請求は裁判所の許可を得て提起することが許され、また一定期間内の反訴または共同訴訟人間請求は裁判所の許可を得ずに提起することが許される。⁽⁴⁴⁾ 本項は、どのような主題についても提起することができる反訴については問題を生じない。

しかし、共同訴訟人間請求についてはそれが同一の取引または事件から生じた請求に限定されているので、裁判所はその要件が満たされているかどうかにつき確信する機会を持たなければならない。この場合裁判所は、規則二・一一五(B)項に基づきその訴訟と関連性がないという理由で共同訴訟人間請求の削除を求める当事者の申立てを待たなければならないか、または職権でこれを行なうことができるかは明らかでない。⁽⁴⁵⁾ 裁判所が反訴または共同訴訟人間請求を陳述するための修正の申立てを却下したときは、裁判所が別に明記する場合を除いて、その請求に基づき別訴を提起することは妨げられない。この規定は、被告が請求の必要的併合のルールに基づきその他の請求の追加を求める修正の申立てをしたがそれについての許可が否定される場合に、必要的併合のルールが適用されないとすることによりこのルールから被告を保護することを定めたものである。⁽⁴⁶⁾ 反訴または共同訴訟人間請求が当該訴訟において著しく時機に遅れて提起されたためそれらの請求についての申立てが却下され、あるいは共同訴訟人間請求が訴訟の主題と十分な関連性を持たないためその請求についての申立てが却下されるような場合には、おそらく別に明記することを正当化する事情はほとんど存在しないであろう。⁽⁴⁷⁾ 他方において、修正に基づく請求がなんらの法的根拠をも有しない場合には、裁判所は規則二・一一八に基づき修正を却下する権限を有するので、そのような場合、修正申立ての否定はまた同一請求を後訴において再度提起することを禁止することをも意味すると明記される事例が現われるであろうとされる。⁽⁴⁸⁾

(40) *See* Staff Comments on MCR 2. 203.

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (三)

- (41) *Ibid.* 規則二・一一〇(A)項は訴答の定義を規定しており、これによれば訴答という用語は、(1)訴え、(2)共同訴訟人間請求、(3)反訴、(4)第三当事者訴状、(5)訴え、共同訴訟人間請求、反訴、または第三当事者訴状に対する答弁、(6)答弁に対するリプライを含むものとされ、これ以外の訴答の方式は認められないものとされる。
- (42) See STAFF COMMENTS ON MCR 2. 203; 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.
- (43) See STAFF COMMENTS ON MCR 2. 203; 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 148.
- (44) 規則二・一一八は修正的訴答書面 (amended pleading) と補充的訴答書面 (supplemental pleading) について規定しており、修正的訴答書面は最初に含めることのできたまたは含めるべきであった事項を主張するために使用されるのに対して、補充的訴答書面は最初の訴答の期日後に生じた新たな事項を追加するものである (例えば、事件が進行した後初めて表面化した損害賠償についての新たな費目の追加)。また、修正的訴答書面の提出に対しては、その修正が求められた時期に基づいて許可が必要かどうか判断されるのに対して、補充的訴答書面に対しては常に許可が必要とされる。See 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 156-157. このうち、同条(A)項が修正について規定しており、(1)号は権利としての修正を定める。この規定によれば、当事者は相手方当事者の応答的訴答書面の送達後一四日以内に権利上の事項として一度訴答を修正することができ、またその訴答が相手方当事者の応答的訴答を必要としないときは、その訴答書面の送達後一四日以内に権利上の事項として一度訴答を修正することができると定める。これに対して、(2)号は許可による修正を規定しており、この規定によれば、権利としての修正が許されないすべての場合に、当事者は裁判所の許可または書面による相手方当事者の同意のみに基づいて訴答を修正することができると定める。そして、その許可は正義が要求する場合には自由に与えられるべきであると規定されている。See 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.
- (45) 規則二・一一五(B)項は削除の申立てについて規定しており、これによれば、当事者の申立てまたは裁判所自身のイニシアチブにより、裁判所は訴答書面から冗長な、重要でない、不適切な、中傷的な、または不体裁な事項を削除することができる、または当規則に従って作成されていない訴答書面の全部または一部を削除することができる⁴⁹⁾と定められている。2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(46) 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 148; see also Staff Comments on MCR 2. 203.

(47) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. 前述のように、共同訴訟人間請求は、反訴とは異なり、最初の請求の主題と同一の取引または事件から生ずる場合等に制限される。これは、原告の訴訟が共同被告間での全く関連性のない一連の請求により錯綜しないようにするためのものである。しかし、ひとたび被告が共同被告に対して有効な共同訴訟人間請求を提起するならば、彼はたとえ追加的な請求が全く原告の請求と関連性を有しなくても、彼が共同当事者に対して有するその他のすべての請求を併合することができる⁴⁹⁾とされる。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 360. それゆえ、共同訴訟人間請求が訴訟の主題と十分な関連性を持たないためその申立てが却下されるような事例は多くないであろう。

(48) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER *supra* note 1, at 38—39.

(5) 分離審理・分離判決

新規則における分離審理および分離判決の規定は次の通りである。

(F)項 分離審理・分離判決 規則二・五〇五(B)項の規定により裁判所が分離審理を命じるときは、裁判所は管轄権を有するときは規則二・六〇四の要件に従い、請求、反訴または共同訴訟人間請求についての判決を言い渡すことができる。相手方当事者の請求に関する訴えが却下されまたは別に処理される場合においても判決を言い渡すことができる。

本項によれば、規則二・五〇五(B)項を適用して裁判所が反訴または共同訴訟人間請求について分離審理を行なう場合、裁判所は規則二・六〇四の要件に従い別個の終局判決を言い渡すことができる。⁴⁹⁾これは、分離することのできる請求について完全な解決をはかることができる場合に、この請求に対する別個の控訴の提起を容易なものとしてい

(50) ところで、本項はその規定上、反訴と共同訴訟人間請求について規則二・六〇四を援用できる場合を、それらの請求が規則二・五〇五(B)項に基づき分離審理がなされた場合に制限しているようにみえる。しかし、規則二・六〇四は一般的に分離判決の要件として分離審理の存在を要求していないので、暗示されるような制限は意図されていないであろうとされる。(51) 本項はまた、例えば相手方当事者の訴が却下されまたは別に処理される場合においても、共同訴訟人間請求および反訴について判決を言い渡すことができることを明らかにしている。(52)

(49) 規則二・五〇五(B)項は分離審理について定める。この規定によれば、便宜または不利益を防ぐため、または分離審理が迅速と訴訟経済を促進するときは、裁判所は一個または数個の請求、共同訴訟人間請求、反訴、第三当事者請求、または争点について分離審理を命じることができるとされる。また、規則二・六〇四(A)項はすべての請求以下の請求に関する終局判決について定める。この規定によれば、請求、反訴、共同訴訟人間請求、または第三当事者請求として、二個以上の請求が訴訟において提起されている場合、または多数の当事者が包含されている場合、裁判所は遅延の十分な理由が存在しないという明確な判断に基づいてのみ、すべての請求または当事者以下の一個もしくは数個の請求または一人もしくは数人の当事者について、終局判決の記録記載を命じることができる、とされる。

(50) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 39.

(51) *Ibid.*

(52) *Ibid.* なお、拙稿・前掲注(15)国士館法学第一九号一五六頁参照。

三 ミシガン裁判所規則における当事者併合の規定

(一) 序論

ニューヨーク州では、一八四八年にアメリカ合衆国において最初の体系的な成文法典であるニューヨーク民事訴訟法典が施行され、その後の各州の民事訴訟法典および連邦の民事訴訟規則の制定に大きな影響を与えた。ミシガン州では、一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則により体系的な民事訴訟手続が確立され、その後必要な改正を経て一九八五年に新たにミシガン裁判所規則として施行されたことは前述の通りである。(53) このうち、当事者の併合に関する一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則の規定は次の通りである。(54) すなわち、規則二〇五は必要的当事者併合(Necessary Joinder of Parties)を、規則二〇六は任意的当事者併合(Permissive Joinder of Parties)を、それぞれ規定しており、この他に規則二〇四は第三当事者訴訟(Impleader)を、規則二〇八はクラス・アクションを、規則二〇九は訴訟参加(Intervention)を、そして規則二一〇は競合権利者確定訴訟(Interpleader)を規定

していた。そして以上のルールはさらに必要な改正を経た上で新たに一九八五年施行のミシガン裁判所規則に規定されるに至っている。新規則の下での当事者の併合に関する規定は次の通りである。(55) 規則二・二〇五は必要的当事者併合を、規則二・二〇六は任意的当事者併合をそれぞれ規定しており、これら双方の規定が本章の考察の対象となるが、さらに規則二・二〇四は第三当事者訴訟を、規則二・二〇九は訴訟参加を、規則三・五〇一はクラス・アクションを、そして規則三・六〇三は競合権利者確定訴訟を規定している。ところで、当事者がどのような場合に併合して

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(三)

訴を提起しなければならずまたは併合されて訴えられなければならないかという問題は、アメリカでは必要的当事者併合の問題として論じられており、またわが国においても民事訴訟法第六二条の定める必要的共同訴訟の問題として多くの論稿が著わされている。⁽⁵⁶⁾ 民事訴訟法典制定前のアメリカのコモン・ローにおける必要的当事者併合のルールはかなり固定的に適用されていたのに対して、エクイティ上のルールは非常に柔軟に適用されていたため、その後制定された各州の民事訴訟法典および一九三八年施行の連邦民事訴訟規則ではエクイティ上の必要的当事者併合のルールが採用された。⁽⁵⁷⁾ しかし、実際にはこれらのルールは裁判所により依然として固定的な形で適用される場合が多かった。このような固定的・形式的な適用は Reed 教授や Hazard 教授の批判の対象となり、必要的当事者併合のルールの柔軟な適用が主張された。⁽⁵⁸⁾ このような状況の中で、ミシガン州は、一九六三年に Reed 教授の見解を積極的に採用した極めて柔軟性に富んだ必要的当事者併合のルールを有するミシガン一般裁判所規則を制定・施行したのである。⁽⁵⁹⁾ そしてこの一般裁判所規則は、その後の必要的当事者併合のルールに関する一九六六年の連邦民事訴訟規則の改正に少なからぬ影響を与えたこととなった。⁽⁶⁰⁾ この一般裁判所規則はその後改正され一九八五年に新たにミシガン裁判所規則として施行されたが、必要的当事者併合のルールと任意的当事者併合のルールはほぼ旧規則と同一の形で新規則の中に規定されている。⁽⁶¹⁾ そこで本章では、まず第一に必要的当事者併合のルールの現在までの発展を概観する意味から、コモン・ローおよびエクイティにおける必要的当事者併合のルール、各州の民事訴訟法典における必要的当事者併合のルール、一九三八年施行の連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合のルール、必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Reed 教授と Hazard 教授の批判、一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則における

必要的当事者併合のルールの制定経過についての合同委員会の註釈、そして一九六六年の連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合のルールの改正について触れてみたい。そして第二に、一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則とほぼ同一である一九八五年施行のミシガン裁判所規則における必要的当事者併合のルールについて詳細な考察を行い、第三にミシガン州における必要的当事者併合のルールに関するこれまでの判例の展開について概観する。そして第四に、ミシガン裁判所規則における任意的当事者併合のルールについて検討することにする。

(53) この点については、拙稿・前掲注(16)国士館法学第二二号一二八頁—一二九頁参照。

(54) See MICHIGAN GENERAL COURT RULES(1963).

(55) See MICHIGAN COURT RULES (1985).

(56) See Note, *Indispensable Parties in the Federal Courts*, 65 HARV. L. REV. 1050 (1952); Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327 (1957); *Developments in the Law—Multiparty Litigation in the Federal Courts*, 71 HARV. L. REV. 874 (1958); Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254 (1961); James, *Necessary and Indispensable Parties*, 18 U. MIAMI L. REV. 68 (1963); Fink, *Indispensable Parties and the Proposed Amendment to Federal Rule 19*, 74 YALE L. J. 403 (1965); McCoid, *A Single Package for Multiparty Disputes*, 28 STAN. L. REV. 707 (1976); Freer, *Rethinking Compulsory Joinder: A Proposal to Restructure Federal Rule 19*, 60 N. Y. U. L. REV. 1061 (1985). また、わが国においても、必要的共同訴訟に関する多くの論稿が著わされている。中村英郎「必要的共同訴訟における合一確定」早法四〇巻一号二二三頁(昭三九)、『民事訴訟におけるローマ法理とゲルマン法理』所収、一六一頁以下(成文堂、昭和五二)、『特別共同訴訟理論の再構成』中村宗雄先生古稀祝賀記念論集『民事訴訟の法理』一八七頁(昭四〇)、『民事訴訟におけるローマ法理とゲルマン法理』所収、一九五頁以下(成文堂、ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(三))

堂、昭五二二)、谷口安平「多数当事者紛争とデュー・プロセス——アメリカ法の動向から——」法学論叢七八巻五号一頁(昭四一)、小島武司「共同所有をめぐる紛争とその集団処理」ジュリスト五〇〇号三二八頁(昭四七)、高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み(一)(二)(三)」法協九二巻五号五〇〇頁、六号六二五頁、一〇号一二五九頁(昭五〇)、同「必要的共同訴訟について」民訴雑誌二二三号三六頁(昭五二)、福永有利「共同所有関係と必要的共同訴訟」民訴法の争点(旧版)一〇六頁(昭五四)、谷口安平「共有関係と共同訴訟」新版民訴法演習2二六頁(昭五八)、徳田和幸「通常共同訴訟と必要的共同訴訟」講座民訴第三巻二二七頁(昭五九)、小島武司「共同所有と訴訟共同の要否」小山ほか編・演習民訴法六八六頁(昭六二)、徳田和幸「通常共同訴訟と必要的共同訴訟の境界」民訴法の争点(新版)一二四頁(昭六三)、飯塚重男「共同訴訟人独立の原則とその限界」民訴法の争点(新版)一二六頁(昭六三)、谷口安平「共同所有関係と必要的共同訴訟」民訴法の争点(新版)一二八頁(昭六三)、山本克己「遺産確認の訴えに関する若干の問題」判タ六五二号二〇頁(昭六三)、上野泰男「遺産確認の訴えについて——最高裁平成一年三月二六日判決の検討をかねて——」関法第三九巻六号六三頁(平成二二)、高田裕成「いわゆる『訴訟共同の必要』についての覚書——固有必要的共同訴訟論への一視角——」三月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新』一七五頁(平成二二)。

(57) See C. CLARK, *HANDBOOK OF THE LAW OF CODE PLEADING* 358—362 (2d ed. 1947).

(58) Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327 (1957); Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254 (1961).

(59) See I. J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED* 546 (1962); 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *MICHIGAN COURT RULES PRACTICE* 66 (3d ed. 1985).

(60) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19; see also 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE: CIVIL* § 1601, at 11 n. 23 (1972).

(61) 一九七八年に、ミシガン一般裁判所規則の改正草案が公表されたが、必要的当事者併合のルールは、一般裁判所規則におけるルールとほとんど同一であった。W. LEWIS, *PROPOSED COURT RULES OF THE SUPREME COURT OF MICHIGAN*, 402A MICHIGAN REPORTS 157—158 (1978).

(二) 必要的当事者併合のルール

1 ミシガン一般裁判所規則制定までの経緯

(1) コモン・ローおよびエクイティにおける必要的当事者併合のルール

アメリカの各州において民事訴訟法典が制定される以前のコモン・ロー上の必要的当事者併合のルールは、主として訴訟当事者の有する実体法上の権利に基づいて定められた⁽⁶²⁾。第一に、原告側の併合については、合同的受約者

(joint promises) の場合のように数名の原告の有する権利が「合同的」(joint) なものであるときはそれらの原告

は併合を要求された⁽⁶³⁾。しかし、それらの者の権利が合同的なものではなく「個別的」(several) なものであるときは

併合は許されず、その結果現実には任意的当事者併合は全く存在しなかった⁽⁶⁴⁾。訴訟の数を減少させる手続上の工夫と

しての併合は考慮されなかった⁽⁶⁵⁾。そして、被告が原告として併合されるべき者の不併合に対して異議を申し立てるな

らば、その不併合に対して幾つかのペナルティが課された⁽⁶⁶⁾。契約訴訟では、その瑕疵が訴状に現われていないとき

は、その争点を訴却下答弁 (plea in abatement) に基づき提起することができ、また全面否認訴答 (general

issue) に基⁽⁶⁷⁾くともできた。その瑕疵が記録上明らかであるときは被告は一般妨訴抗弁 (general demurrer)

を提出し、または判決抑止 (arrest of judgment) を申し立て、または誤審令状 (writ of error) を提出するこ

ともできた⁽⁶⁸⁾。しかし、不法行為訴訟では当事者欠缺の瑕疵が明らかでないときは、被告は訴却下答弁に基づいてのみ

不併合に対して異議申立てをすることができたのであり、それがなされない場合は後にその争点を提出することがで

きなかった⁽⁶⁹⁾。さらに、併合されなかったその当事者は後に単独で訴を提起することができた⁽⁷⁰⁾。当事者不併合の瑕疵が

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (三)

明らかであるときは、被告である共同不法行為者は妨訴抗弁を提出しまたは判決抑止の申立てをすることができるとする判例が存在した。⁽⁷¹⁾ 第二に、被告側の併合についても、契約訴訟の場合には数名の合同債務者 (joint obligors) は併合されて訴えられなければならない⁽⁷²⁾。しかし、このような技術的なルールから生ずる不都合な結果を緩和するため、幾つかの例外が認められた。⁽⁷³⁾ すなわち、合同債務者の一人が裁判所の管轄権外に存在するときは、原告はその債務者に対して法喪失宣告 (outlaw) をなし、他の合同債務者に対して手続きを進めることができた。⁽⁷⁴⁾ また、合同債務者の一人が契約成立後法律上の免責を得たときは、原告はすべての債務者を訴えるとともに、免責を得た被告に對する訴訟を取り下げることができた。⁽⁷⁵⁾ もし契約がなされた時点での未成年を理由として被告の一人を訴えることができないときは、他の債務者のみを被告とすればよいとするのが一般的な手続とされた。⁽⁷⁶⁾ 個別的債務者 (several obligors) は個別に訴えられなければならないが、連帯債務者 (joint and several obligors) に対しては原告はそれらの債務者の一人または全員を訴えることができた。⁽⁷⁷⁾ 不法行為訴訟では、共同不法行為者は連帯責任を負うものとされたので、原告はその選択によりそれらの者を併合してまたは個別に訴えることができた。⁽⁷⁸⁾ しかし個別的な不法行為者 (separate tort-feasors) は併合されえなかつた。⁽⁷⁹⁾

以上のようなコモン・ロー上の必要的当事者併合のルールに対して、エクイティ上の必要的当事者併合のルールは次のような特色を有していた。エクイティ裁判所の追求した目的とは、便宜にかないかつ被告に対して不利益を生じさせないときは、常に事件の全体を単一の訴訟で解決するということであつた。⁽⁸⁰⁾ その存在なしにはその事件の完全な解決を行なうことのできないすべての者の併合が必要とされた。⁽⁸¹⁾ まず第一に、その利益が判決により直接に影響を受

けるであろうすべての者が必要的当事者 (necessary party) とされ、単なる適切な当事者 (proper party) から區別された。例えば、共有物分割訴訟ではエクイティはその土地に利害関係を有するすべての者が併合されるべきことを要求した。⁽⁸²⁾ 第二に、ある者は、その判決により直接に影響を受ける他の者の完全な保護のためにもまた必要的当事者とされた。⁽⁸³⁾ コモン・ロー上の併合のルールの範囲内にあり、その訴訟の主題について合同の利益を有するすべての者 (合同的受約者、合有者等) がこの第二のクラスに属した。なぜなら、それらの者の併合により被告は多数の訴訟から保護されたからである。⁽⁸⁴⁾ また、その利益の点から通常は原告とされるべき者が訴において併合されえまたは併合を拒むときは、不併合の理由が訴状に記載されるならば、彼を被告とすることが可能とされた。⁽⁸⁵⁾ エクイティ上の必要的当事者併合のルールに対する最も重要な例外は、クラス訴訟または代表理論であつた。⁽⁸⁶⁾ エクイティ上、原告は当事者欠缺の瑕疵を取り除くためいつでも訴状を修正することができた。必要的当事者の不併合が記録上明らかであるときは、欠缺した当事者を指摘した特別妨訴抗弁 (special demurrer) が提出された。⁽⁸⁷⁾ 不併合が記録上明らかでないときは、被告は棄却答弁 (plea or answer in bar) を提出した。しかし、必要的当事者の欠缺は訴訟手続の後段階においても提出することができた。実際、裁判所は自発的にいつの時点においても必要的当事者が併合されるまで手続の進行を拒否することができた。⁽⁸⁸⁾

(82) C. CLARK, HANDBOOK OF THE LAW OF CODE PLEADING 348 (2d. ed. 1947).

(83) *Id.* at 348—349.

(84) *Ibid.*; J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 329; F. JAMES & G. HAZARD, *supra*

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (三)

note 23, at 469.

(65) C. CLARK, *supra* note 62, at 348.

(66) *Id.* at 350.

(67) 訴却下答弁 (plea in abatement) は、ロモン・ロー訴訟における被告の答弁の一種であり、原告の訴答の手續面の瑕疵を問題とするものとされる。田中英夫ほか編・英米法辞典六四三頁 (平成三) 参照。また、全面否認訴答 (general issue) は、ロモン・ロー訴訟において、訴状を全面的に一般的な形で否認する訴答であるとされる。田中英夫ほか編・前掲書三七七頁参照。

(68) C. CLARK, *supra* note 62, at 351. demurrer とは、相手方の主張するすべての事実が真実であっても、相手方の主張する法律上の効果が生じないとする答弁で、相手方の訴答の法律上の十分性を争うものである。鴻常夫ほか編・英米商事法辞典二三四頁 (昭六一)。plea は、原告の最初の訴答に対する被告側の最初の答弁のうち、事実の問題を持ち出すものを指すから、この点で法律の問題を持ち出す demurrer と区別される。この点について、鴻常夫ほか編・前掲書五九三頁参照。この demurrer には、実体上の事項に関する一般妨訴抗弁 (general demurrer) と、訴答の構成、形式に関する特別妨訴抗弁 (special demurrer) とがある。鴻常夫ほか編・前掲書二三四頁、三五四頁参照。また、一般妨訴抗弁は、相手方の訴答の全体に対する抗弁であり、その一部を特定して攻撃する特別妨訴抗弁と区別される。田中英夫ほか編・前掲注 (六七) 三七六頁。次に、判決抑止 (arrest of judgment) とは、陪審の評決があった後、正式裁判記録上明白な誤りがあり、それが判決をしても判決が無効とされるような重大なものであることを理由に、判決をしないことを指すとされる。田中英夫ほか編・前掲注 (67) 六四頁。最後に、誤審令状 (writ of error) とは、中世以来、ロモン・ロー訴訟において認められていたもので、訴答やその他判決に至る手續における瑕疵の是正を求める申立てを指すとされる。この点の詳細については、田中英夫ほか編・前掲注 (67) 三〇五頁、および上訴 (appeal) との対比について、同五七頁参照。

(69) C. CLARK, *supra* note 62, at 351.

(70) *Ibid.*

(71) *Ibid.*

(72) *Id.* at 373; see also W. BLUME, AMERICAN CIVIL PROCEDURE 257 (1955).

(73) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257; Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 358 (1957).

(74) C. CLARK, *supra* note 62, at 373.

(75) *Ibid.*; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(76) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(77) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(78) C. CLARK, *supra* note 62, at 374; W. BLUME, *supra* note 72, at 259.

(79) C. CLARK, *supra* note 62, at 373.

(80) *Id.* at 353, 379.

(81) *Ibid.*

(82) *Id.* at 353—354.

(83) *Id.* at 354.

(84) *Ibid.*

(85) *Ibid.*

(86) *Ibid.*

(87) 特別妨訴抗弁 (special demurrer) の意義については、注 (68) の説明を参照。

(88) C. CLARK, *supra* note 62, at 355. 棄却答弁 (plea in bar) とは、原告の訴訟の棄却を求める答弁をさし、これには、否認答弁 (traverse)、『抗弁付自白 (confession and avoidance)』、『禁反言 (estoppel)』の三種があるといわれる。この点については、鴻常夫ほか編・前掲注 (68) 五九三頁参照。

(2) 各州の民事訴訟法典における必要的当事者併合のルール
 アメリカ合衆国では、その後一八四八年にニューヨーク州で初めての民事訴訟法典であるフィールド法典 (Field Code) が施行され、それ以来その他の州においても多くの民事訴訟法典が制定・施行されることになった。これらの法典における典型的な必要的当事者併合のルールの一つとして、ニューヨーク州のフィールド法典における必要的当事者併合のルールは次の通りであった。⁽⁸⁹⁾

第九九条 利益において結合している (united in interest) 訴訟当事者は原告または被告として併合されなければならない。しかし、もし原告として併合されなければならない者の同意が得られないならば、彼は被告とされうるのであり、その理由が訴状に述べられうる。また、その問題が多数の者についての共通のまたは一般的な利益に関するものであるとき、または当事者が極めて多数でありそれらすべての当事者を裁判所に出廷させることが実際的でないときは、一人または数名の者がすべての者の利益のために訴えを提起しまたは防禦することができ

る。
 このような法典上の規定は、一般にその利益が判決により直接に影響を受けるすべての者が必要的当事者であるとするエクイティ上の訴訟手続のルールを採用したものと解されている。⁽⁹⁰⁾ また、もしその在廷がもっぱら被告の利益保護のために必要とされるとの意味である者が必要的当事者であるとされるならば、彼は法典上も併合されなければならないのであるが、以前にエクイティ裁判所が認めていた例外の適用を受けた。⁽⁹¹⁾ それらの例外のうちの一つは法典中に明文文化されている。それゆえ、コモン・ロー上合同の利益を有するものと解釈されたすべての者が、契約訴訟また

は不法行為訴訟において原告として併合して訴訟を提起しなければならなかったが、法典は以前のエクイティと同様に、もし原告として併合されるべき者が併合を拒むときは、彼は被告とされるのであり、その理由が訴状において述べられうるものと規定している。⁽⁹²⁾ このような法典上の必要的当事者併合のルールの要件は、基本的に一九三八年施行の連邦民事訴訟規則にも引き継がれ、そこでは合同の利益 (joint interest) を有する者が当事者として併合されなければならないとされ、また原告としての併合を拒む者は被告として併合することができるとされた。⁽⁹³⁾ さらに連邦民事訴訟規則においては、以前の連邦上の訴訟手続においてなされていた不可欠的当事者と必要的当事者との区別が採り入れられていた。⁽⁹⁴⁾ しかし、このような法典上の規定には次のような欠点が存在したとの指摘がなされている。まず第一に、その規定は、併合されなければならない当事者の定義についてコモン・ロー上の固定的なアプローチを法典上の訴訟手続に導入したことである。⁽⁹⁵⁾ コモン・ローは、財産の合同所有者や合同債権者が例外なく原告として併合されなければならないと考えたのであり、それは訴訟上の政策についての熟慮された説明や適用上の柔軟性を入れる余地のないルールであった。このような固定的な概念が法典に導入されたため、それは合同所有の場合だけでなく、エクイティが必要的当事者のルールを適用していた多くの事例にもまた適用されたのである。⁽⁹⁶⁾ また法典上の規定が有していた第二の欠点としては、もし不在当事者を併合することができないときはその訴訟は例外なく却下されなければならないことを暗示し、かつそのような意味をもつものとして解釈されていたことである。⁽⁹⁷⁾

(89) THE NEW YORK CODE OF PROCEDURE § 99 (1848); § 119 (1849). See also W. BLUME, *supra* note 72, at 245 n. 14.

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (三)

- (90) C. CLARK, *supra* note 62, at 358—359; J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 59, at 547.
 (91) C. CLARK, *supra* note 62, at 359.
 (92) *Id.* at 359—360.
 (93) *Id.* at 360.
 (94) *Id.* at 360—362.
 (95) F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 545.
 (96) *Ibid.*
 (97) *Ibid.*

(3) 一九三八年施行^の連邦民事訴訟規則

一九三八年に施行された連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合の規定は次の通りである。
 ルール一九 必要的当事者併合

(a)項 必要的併合 ルール二三および本条(b)項の規定に従うことを条件として、合同の利益(joint interest)を有する者は当事者とされ、かつ原告または被告と同一の側に併合されなければならない。原告として併合すべき者が併合を拒むときは、彼は被告とされ、または適切な事例では非任意的原告とされうる。

(b)項 不併合の効果 不可欠的(indispensable)ではないが、在廷当事者間に完全な救済が与えられなければならないとすれば当事者とされるべき者が当事者とされず、かつ召喚状の送達と裁判地の双方について裁判所の管轄権に服しており、かつ裁判所からその当事者についての管轄権を奪うことなく当事者とされうるならば、裁判所はそれらの者を召喚してその訴訟に出頭するよう命じなければならない。もし、それらの者の合意または自発的

出頭のみにより召喚状または裁判地についてそれらの者に関する管轄権が得られるならば、または彼らが管轄権には服するが彼らの併合が裁判所から当事者に関する管轄権を奪うならば、裁判所は裁量によりそれらの者を当事者とすることなく訴訟を進行させることができる。しかし、言い渡される判決は不在当事者の権利または責任に影響を与えない。

(c)項 同一・併合されない者の氏名と不併合の理由の訴答 救済が求められている訴答において、訴答者は、もし知られているときは在廷当事者間に完全な救済が与えられなければならないとすれば当事者とされるべきであるが併合されていない者の氏名を示し、かつそれらの者が併合されない理由を述べなければならない。

(イ) 規則一九条の由来と体系

必要的当事者併合を規定する規則一九条についての一九三七年の起草委員会の注釈によれば、(a)項は一九一二年の連邦エクイティ規則三七条に見出され(ただし、エクイティ規則では結合した利益 united interest と規定されていたのに対して、規則一九条では合同の利益 joint interest と規定された⁽⁹⁸⁾)、(b)項は同エクイティ規則三九条に規定され⁽⁹⁹⁾、また(c)項は同エクイティ規則二五条に規定されていた⁽¹⁰⁰⁾。それゆえ、規則一九条において採用された原則は、以前のエクイティにおける訴訟手続を再度立法化したものであった⁽¹⁰¹⁾。そこで、次に規則一九条の各項の意義について考察することにした。規則一九条(a)項は、合同の利益(joint interest)を有する者は当事者とされなければならないと定める。この合同の利益の意義については、まず第一にこれを厳密な法律上の意味での合同の利益を指すとの見方が可能である⁽¹⁰²⁾。合同の利益をこのような意味で理解するとすれば、そのような利益を有する当事者は併合されな

ければならないとともに、もし併合されない場合はその訴訟は当然に却下されるとする形で、極めて固定的な適用を受けることになる。⁽¹⁰³⁾さらに、(b)項が併合を必要とする当事者について不可欠的当事者と必要的当事者の区別を採用していることもまた、(a)項についてこのような解釈を生じさせることになったと考えられる。⁽¹⁰⁴⁾不可欠的当事者 (indispensable party) とは、その者が併合されなければ訴訟が却下されることとなる当事者を指し、必要的当事者 (necessary party) とは、もし裁判所がそれらの者について管轄権を獲得できないか、または併合により裁判所が連邦管轄権に関するルールの下で在廷当事者についての管轄権を失うこととなる場合に、裁判所がそれらの者を併合することなく手続を進めることができるような当事者を指す。⁽¹⁰⁵⁾したがって、このような見解を前提とした場合、(a)項は不可欠的当事者を規定し、(b)項は必要的当事者を規定したものとする解釈が生ずることになる。⁽¹⁰⁶⁾これに対して第二の見解によれば、合同の利益を有する者は当事者とされなければならないとの規定は、コモン・ローおよびエクイティ上の判例に照らして解釈されるべき必要のおよび不可欠的当事者についての一般的な表現であると解する。⁽¹⁰⁷⁾この見解によれば、この規定はそれらの判例において確立されてきた必要的併合に関するルールを変更しようとしたものではないとする。⁽¹⁰⁸⁾そもそもルールというものは、裁判所に提起される無数の事件において誰が必要的当事者であり誰が不可欠的当事者であるかを詳細に述べることはできないのである。⁽¹⁰⁹⁾合同の利益という語は、厳密な法律上の意味を与えられたものではない。なぜならば、必要的併合についてそのような狭い解釈を採るならば、数人の者が利害関係を有するがそれらの者の利益が厳密な法律上の意味で合同的なものでないような場合には、多数の訴訟と被告に対する不当な困惑を生じさせるからである。⁽¹¹⁰⁾合同の利益を有する当事者という語は、以前の實務において必要的または不

可欠的当事者とされた者を意味するものと解釈されるとする。⁽¹¹¹⁾次に、(b)項は、不可欠的当事者ではないが、在廷当事者間に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者とされるべき者が当事者とされていないときは、それらの者は一定の要件の下にその訴訟に出頭するよう召喚されなければならないとし、もしそれらの者が併合できないときは、裁判所は裁量に基づきその者を当事者としなくて手続を進行させることができる。すなわち、(b)項は併合を必要とされる者のうち不可欠的当事者以外の必要的当事者を規定したものと解される。⁽¹¹²⁾また(c)項は、訴答者は、知れているときは在廷当事者間に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者とされるべきであるが併合されていない者の氏名、およびその不併合の理由を訴答において示さなければならないと規定する。この規定は前述のように、旧エクイティ規則二五条に由来するものであるが、この旧エクイティ規則とは次の点で異なるとされる。⁽¹¹³⁾まず第一に、(c)項の規定はすべての訴答書面に適用される一方で、エクイティ規則はもっぱらエクイティ上の訴状 (bill of complaint) にのみ適用されたことである。⁽¹¹⁴⁾第二に、エクイティ規則は適切な当事者 (proper parties) が併合されない場合にその理由が述べられなければならないと規定するのに対し、(c)項は在廷当事者間において完全な救済を付与しなければならぬとすれば当事者とされるべき者が併合されない場合を規定している点である。⁽¹¹⁵⁾適切な当事者とは原告の選択により併合しうる者を指すから、このような当事者については(c)項は適用されない。(c)項の下では、必要的または不可欠的当事者とされる者で併合されていない者の氏名が述べられなければならない。⁽¹¹⁶⁾

(ロ) 不可欠的当事者と必要的当事者の区別の採用

連邦民事訴訟規則一九条の必要的当事者併合のルールとそれ以前の法典上のルールとを比較した場合に注目される

のは、規則一九条が当初エクイティ裁判所により発展させられた不可欠的当事者と必要的当事者との区別を採用した⁽¹¹⁷⁾ことである。不可欠的当事者 (indispensable party) とは、その者が併合されなければ訴訟が却下されることとなる当事者を指し、必要的当事者 (necessary party) とは、もし裁判所がそれらの者について管轄権を獲得できないか、または併合により裁判所が連邦管轄権に関するルールの下で在廷当事者についての管轄権を失なうこととなる場合に、裁判所がそれらの者を併合することなく手続を進めることができるような当事者を指す。⁽¹¹⁸⁾この不可欠的当事者と必要的当事者との区別は、一八五五年に合衆国最高裁判所で言い渡された Shields v. Barrow 事件判決に由来している。⁽¹¹⁹⁾そこでまず第一に、不可欠的当事者と必要的当事者との区別を明確に指摘した Shields v. Barrow 事件⁽¹²⁰⁾について概観し、第二に不可欠的当事者と必要的当事者との区別に関する基準を具体的に述べた判例の一つとして State of Washington v. United States 事件⁽¹²¹⁾について触れることにする。

(a) Shields v. Barrow 事件⁽¹²²⁾ この事件の概要は次の通りである。一八三六年七月に、Barrow (ルイジアナ州民)はその有する農場等を Shields (ミシシッピ州民)に二万七千ドルで売却し、支払は手形によるものとされた。未払額については六人の保証人が裏書した手形により保証されるものとされた。これらの保証人のうち四人はルイジアナ州民であり、二人はミシシッピ州民であった。その後二十万七千ドルの支払がなされたが残額が支払われなかったため、一八四二年一月に譲渡人 Barrow、譲受人 Shields および六人の裏書人との間で和解契約が締結され、この契約によれば Barrow は売却された不動産の所有権と受領済の金額を保有し、また六人の裏書人は総額三万二千ドルの手形を交付するものとされた。しかし、その後 Barrow はその和解契約が不適切に締結されたもので

あり取り消しうるものであることの確認、および彼の当初の契約上の権利に基づき手形金の支払がなされるべきことの命令を求めて同年一二月にルイジアナ州東部裁判管轄区の連邦巡回裁判所に対して訴を提起した。譲受人と六人の裏書人が和解契約の当事者であったが、本件訴訟の被告とされたのはミシシッピ州民の二人の裏書人のみであった。巡回裁判所は原告勝訴判決を言い渡したため、被告らが最高裁に上訴した。これに対して最高裁は次のように判示した。

「本件訴状とその当事者の範囲が以上のようなものであるとすれば、ルイジアナ州の合衆国巡回裁判所が本件につき判決を言い渡すことができなかったことは明らかである。和解契約が一つの完全な訴訟の主題とされており、その性質上二人の当事者については取り消され、他の当事者については有効なものとすることはできないのである。主たる債務者である Thomas R. Shields と六人のうち四人の裏書人はルイジアナ州民であったため、本件訴訟の被告とすることはできなかった。それにもかかわらず、彼らのそれぞれが本件契約の取消の訴における不可欠的当事者であった。……裁判所は、本件においてエクイティ上の訴に関する三種の当事者について指摘する。まず第一に、形式的当事者 (Formal parties) である。第二に、裁判所が、事件の全体について裁判し、終局的にこれを確定して、その事件に関連したすべての権利を調和させることにより完全な裁判を行なうことを求めるルールに従い行動するという目的のために、その事件について利益を有しておりかつ当事者とされるべき者である。これらの者は、一般に必要的当事者と呼ばれる。しかし、それらの者の利益が在廷当事者の利益から分離しうる (separable) ものであり、その結果不在当事者に影響を及ぼすことなく裁判所が手続を進行させ判決を言い渡す

ことができ、完全かつ終局的な裁判をすることができるならば、それらの者は不可欠的当事者ではない。第三に、単にその事件について利益を有するというだけではなく、その者の利益に影響を及ぼさずに終局判決を言い渡すことができないか、またはその終局的な解決が衝平と良心 (equity and good conscience) とに完全に矛盾するよ
うな状態にその事件を置かずには終局判決を言い渡すことのできないような性質の利益を有する者である。契約の取消しの訴がこの種の例を提供している。というのは、もしその契約に利害関係を有する者の一部の者のみ
が在廷しているにすぎないとすれば、取消しの判決は不在者の権利を無効なものとするか、またはそれらの者については契約を依然として有効なものとして扱うかのいずれかでないならばならない。それが取り消される一方で、契約当事者は他の者については従前の条件に戻るからである。我々はこのような結果になるような事例が全く生
じえないと述べているのではない。しかし、それは在廷当事者の権利が不在当事者の権利から完全に分離しうるよ
うな場合でなければならぬのであり、そうでないとすればそれらの当事者は不可欠的当事者とされるのである。⁽¹²¹⁾
右の判決中、第二の当事者として挙げられている者が必要的当事者を、第三の当事者として挙げられている者が不
可欠的当事者を指しており、またそれぞれの当事者についての興味深い定義付けがなされているのが注目される。本
判決における必要的当事者と不可欠的当事者との区別およびその定義は、その後のアメリカにおける必要的当事者併
合のルールの発展に極めて大きな影響を与えたのである。

(9) State of Washington v. United States 事件⁽¹²²⁾ この事件の概要は次の通りである。原告である合衆国は
本件係争土地である砂州について自己に権原が属することを主張し、これを占有していた被告企業に対してその占有

の禁止等を求める訴をオレゴン州裁判管轄区連邦裁判所に提起した。原告の主張によれば、被告は当初原告から係争
地を賃借していたが、それが取り消された後も依然として占有を継続しているというものであった。これに対して被
告は本件係争地は合衆国の権原に属するのではなくワシントン州に属しており、被告は同州から賃借していると主張
した。また被告は、ワシントン州もまた本件係争地について自己の権原を主張しているから、同州は不可欠的当事者
であると答弁した。本件では、ワシントン州とオレゴン州がそれぞれ自己の権原を主張して参加の申立てをしたが、
いずれも裁判所により却下された。原告勝訴判決が言い渡されたため、被告および各州が控訴。控訴裁判所は次のよ
うな判決に基づきワシントン州を不可欠的当事者と認定して原判決を破棄差し戻した。

「ある不在当事者が必要的当事者であるか不可欠的当事者であるかを判断するため用いられる基準を述べた多く
の判例が存在している。これらの判例によれば、その不在当事者はその事件について利害関係を有していなければ
ならない。最初にその当事者が事件につき利害関係を有することを判断した後、裁判所は個々の事件に対して提起
される次のような問題について判断しなければならない。すなわち、(1)その不在当事者の利益は別個のものであり
かつ分離しうる (severable) ものであるか。(2)そのような当事者の不在のまま、裁判所は在廷当事者間におい
て裁判を行なうことができるか。(3)その当事者の不在のままなされた裁判は、その不在当事者の利益に有害な影
響を及ぼさないであろうか。(4)その当事者の不在のままなされた終局判決は、衝平と良心とに一致するものである
か。ある不在当事者がその事件につき利害関係を有すると裁判所が判断した後、前述の四つの問題が不在当事者の
利益についてすべて肯定的に答えられるならば、その当事者は必要的当事者である。しかし、それらの問題のいづ

れか一つが否定的に答えられるならば、その不在当事者は不可欠的当事者である。⁽¹²³⁾ ……第三の問題として、ワシントン州の不在においてなされた判決は、その州の利益に有害な影響を及ぼさないのであるか。控訴人の提出している唯一の主張によれば、そのような判決はワシントン州の権原に瑕疵を生じさせることによりその利益に影響を及ぼすというものである。この主張を念頭に置きつつ、賃借人が権原または占有権を有しないと判断する判決は賃貸人の利益に影響を及ぼすであろうか。……占有権が不動産権設定者により付与されるならば、設定者はもちろん彼がそれを付与した期間が終了するまでは再度その権利を獲得することはない。そのような占有権は期間の満了により設定者に復帰 (revert) する。……なるほど、その判決は復帰権的権利 (reversionary interest) について裁判するものではないが、それについて影響を及ぼすのである。なぜなら、そのような復帰権的権利には、将来占有権を受ける権利が存在するからである。⁽¹²⁴⁾ ……ワシントン州の利益はその判決により直接に影響を受けるので、我々はその州が不可欠的当事者であると判断しなければならぬ。⁽¹²⁵⁾

本件判決によれば、裁判所は最初にある当事者がその事件に利害関係を有しているかどうか、言い換えればその当事者が併合の望ましい者であるかどうかを判定した後、その当事者が併合の望ましい者と判断された場合には、さらにその当事者が不可欠的当事者であるか必要的当事者であるかを区別するために、不在当事者の利益の分離可能性、在廷当事者間のみでの救済付与の適切性、不在当事者の受ける不利益、終局判決の衝平および良心との一致という具體的な基準を適用して結論を下している。本判決が連邦民事訴訟規則制定前に言い渡されたものであるにもかかわらず、不可欠的当事者と必要的当事者との区別についてこのような具体的な基準を採用している点は注目される。

(98) 連邦エクイティ規則三七条は「どのような者も、その者の在延がその訴訟の完全な解決のために必要とされまたは適切であるときは、いつの時点においても当事者とされうる。結合した利益 (united interest) を有する者は、原告または被告と同一の側に併合されなければならない。しかし、ある者が併合を拒むときは、彼はそのような理由に基づき被告とされうる。」と規定する。結合した利益 (united interest) という表現が、合同の利益 (joint interest) という表現に代えられた理由については、Fink は前者がもっぱらエクイティ上のルールのみを連想させるものであるため、一般的な後者の表現を採用したのであると指摘する。Fink, *Indispensable Parties and the Proposed Amendment to Federal Rule 19*, 74 YALE L. J. 409—410 (1965).

(99) 連邦エクイティ規則三九条は「その訴訟の適切な当事者であると考えられる者が、裁判所の管轄権外にいるため、またはその他の理由で当事者とされえず、またはその者の併合が在廷当事者についての裁判所の管轄権を奪うと考えられるときは、裁判所は裁量によりそれらの者を当事者とすることなく手続を進めることができ、そのような場合には判決は不在当事者の権利に不利益を与えないものとする」と規定する。

(100) 連邦エクイティ規則二五条は「もし、被告とされた者以外で適切な当事者 (proper parties) と考えられる者がいるときは、その訴状はそれらの者が当事者とされていない理由——それらの者が裁判所の管轄権内にいないこと、またはそれらの者の併合により管轄権が奪われること——を述べなければならない」と規定する。

(101) See 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHER, *FEDERAL PRACTICE* ¶ 19. 01 [1] (2d. ed. 1990). 一九三八年施行の連邦民事訴訟規則一九条についての詳細な研究として、高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み(一)」法協九二巻五号五二二頁—五三六頁(昭五〇)を参照。

(102) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19: DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (3).

(103) この点については、本稿三(一)一(一)を参照。

(104) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED 19: DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (2).

(105) C. CLARK, *supra* note 62, at 361—362.

- (106) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED 19: DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (2) (3). 高橋・前掲注(101)法協九二巻五号五四九頁、五五一頁参照。
- (107) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 101, ¶ 19.01 [1].
- (108) *Ibid.*
- (109) *Ibid.*
- (110) *Ibid.*
- (111) *Ibid.*
- (112) *Ibid.*
- (113) 2 W. BARRON & H. HOLTZOFF, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE WITH FORMS: CIVIL § 517, at 171—172 (C. Wright ed. 1961).
- (114) *Id.* at 172.
- (115) *Ibid.*
- (116) *Ibid.*
- (117) C. CLARK, *supra* note 62, at 360—361.
- (118) *Id.* at 361—362.
- (119) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 101, ¶ 19.01 [1].
- (120) 17 HOW. (58U. S.) 130, 151, ED. 158 (1855). 高橋・前掲注(101)法協九二巻五号五三七頁—五三八頁参照。
- (121) *Id.* at 139, 151, ED. at 160.
- (122) 87 F. 2d 421 (C. C. A. 9th 1936). 高橋・前掲注(101)法協九二巻五号五二五頁参照。
- (123) *Id.* at 427—428.
- (124) *Id.* at 430.

(125) *Id.* at 431.

(4) 必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Reed 教授の批判

エモン・ローおよびエキイティにおいて発展した必要的当事者併合のルールは、その後法典においてエキイティ上の訴訟手続を採用した単一のルールとして規定されるに至り、一九三八年の連邦民事訴訟規則も基本的に同一のルールを有していたが、裁判所はこれらのルールを固定的かつ形式的に適用する傾向があった。これに対して、ミンガン大学の Reed 教授は一九五七年に発表した彼の論文⁽¹²⁶⁾の中でこれを批判し、ある当事者の有する権利ないし利益の形式的な定義に基づいて演繹的にその当事者を不可欠的当事者と判断しまたは必要的当事者と判断することは妥当でなく、原告の救済の不存在、被告の二重の応訴、不在者に対して生ずる影響、裁判所の便宜、そして最終的な結果の妥当性というような対立する諸利益を、個々の事例ごとに適切に比較衡量することにより妥当な結論を導き出すべきことを主張した。このような彼の卓越した見解は、その後一九六三年施行のミンガン一般裁判所規則における必要的当事者併合のルールにおいて具体化されるとともに、一九六六年の連邦民事訴訟規則の改正にも大きな影響を与えた。彼はその論文において、第一に必要的当事者併合のルールを適用する場合に必要とされる具体的基準について考察した後、第二に契約上の合同債務者または合同債権者に関する事例、不動産上の権利に関する事例等について具体的に詳細な検討を加えている。本節では、このうち必要的当事者併合のルールの適用の際に必要とされる具体的基準とそれらの諸基準の相互関係について考察することにした。

(イ) 必要的当事者併合のルールに関する伝統的な基準

Reed 教授によれば、必要的当事者併合を取り扱うほとんどすべての判例はエクイティに起源をもつ二つの原則に従っているとされる。⁽¹²⁷⁾ 第一の原則とされるのは、裁判所は不在者の権利について裁判することはできないという原則であり、第二の原則とされるのは、裁判所は確定的でない裁判をしてはならないという原則である。⁽¹²⁸⁾ 最初の第一原則自体についてはほとんど争いはなかったが、この原則はまた、裁判所は不在者が在廷しなければ在廷当事者間の訴訟事件について手続を進め裁判する権限 (jurisdiction) を欠くという概念に置き換えられる場合があった。⁽¹²⁹⁾ しかし、Reed 教授はこのような考え方は誤まったものであることを指摘する。裁判所が同時に不在当事者の権利について裁判することなく在廷当事者に対する請求を取り扱かうことができないと判断するならば、裁判所は手続を進めるべきでなく却下すべきである。⁽¹³⁰⁾ しかし、この場合裁判権の欠缺が存在するのは不在当事者についてであり、在廷当事者に対してではない。⁽¹³¹⁾ 在廷当事者に関して判決の言渡しを拒否するなんらの裁判権上の理由も存在しないのである。⁽¹³²⁾ 衡平または便宜性という理由から、裁判所は不在者が併合されるまで裁判手続を進行させないであろうが、このことは裁判所が在廷当事者に対して手続を進行させる権限を欠くという理由に基づくものではないのである。⁽¹³³⁾

次に、裁判所は不確定な裁判をしてはならないとする第二の原則は、その柔軟性のゆえに第一原則ほどの問題を生じさせなかった。⁽¹³⁴⁾ エクイティ裁判所は、伝統的に反復される訴訟を嫌悪したのである。⁽¹³⁵⁾ 反復される訴訟を防ぐことによって次のような二つの利益が保護されることになる。第一に、裁判所の能力の保護とその経済的利用という公益であり、第二に重複訴訟による困惑から被告を守るといふ被告の利益である。⁽¹³⁶⁾ 後者の利益は、不在者が潜在的被告であ

る訴訟の場合には関係がなく、重複的な訴訟による困惑から被告を保護するための必要的併合のルールは必要ではない。⁽¹³⁷⁾ これに対して、第一の裁判所の能力の保護という公益はほとんどすべての事件に関連する。反復される訴訟には明らかな経済上の浪費が存在する。⁽¹³⁸⁾ しかし、Reed 教授は、訴訟を最小化して裁判所の能力を保護しようとする価値は、これと対立する他の価値と比較衡量されるべき相対的な価値であることが承認されるであろうと指摘する。裁判所が裁判を却下しようとする価値と、裁判の必要を示す価値とを比較衡量する役割を放棄しない限り、このような第二原則に基づいて必要的併合の問題を考察することになんら異論はないとする。⁽¹³⁹⁾

(ロ) 新たな基準の提案

前述のような伝統的な二つの原則に対する批判を前提として、Reed 教授は必要的当事者併合のルールについて次のような提案をする。まず第一に、裁判所は不在者の権利について裁判することはできないから、在廷当事者について裁判する権限を欠くとする伝統的な議論は論理的誤謬に基づくものであり、裁判所は少くとも在廷当事者については裁判を進める権限を有するのであるが、それにもかかわらず、裁判所はなお不在者の利益に不利な影響を及ぼすような裁判を行わない場合があるとす。⁽¹⁴⁰⁾ そしてこの場合、不在者の権利に対して法律上 (legally) 影響を及ぼすことと、事実上 (factually) 影響を及ぼすことが区別されるとす。⁽¹⁴¹⁾ 裁判所は不在者の権利について裁判する権限を欠くので、在廷当事者間の事件についての裁判所の判断は、不在者の権利に法律上影響を及ぼしえない。しかし、その裁判は、事実上不在者の利益に影響を及ぼしうるのである。例えば、不在者が前訴の在廷当事者の一人に対して請求を有する場合に、それは厳密な法律上の意味ではなんら害されないとすても、実際上価値のないものとなるのであ

り、彼の請求が法律上は影響を受けないと述べることは、彼にとりなんらの意味ももたないのである。⁽¹⁴²⁾ 以前の裁判権限上の議論は排斥されなければならぬとしても、裁判所は明らかに不在当事者に不利な影響を及ぼす裁判を回避しなければならぬのである。これは、本質上固定的な裁判権限に関する議論とは異なり、デュー・プロセスの考慮と関連した政策的な主張に基づくものであり、そのような観点から裁判所は所与の状況で最大限の正義の実現を追求するのである。⁽¹⁴³⁾ このような主張は、不在当事者について不利益な効果を及ぼす可能性があるならば、その者の不在のままでは手続を進行させないことを指示するのであるが、それにもかかわらずこのような主張に対抗する形でその事件について手続を進行させようとする配慮が存在することを否定するものではない。⁽¹⁴⁴⁾ このような点から、Reed 教授は伝統的な基準を改善するもう一つの原則を提案する。このもう一つの原則とは、可能な限り事件を単一の訴訟で解決することが重要ではあるが、場合によっては利害関係を有する当事者の不在のまま原告がその請求を主張することを許すのでなければ、原告はその請求が主張できなくなるという事実から生ずる。このような事情が存在するならば、それは裁判所に対して可能な限りその事件について手続を進め裁判するように促す要因となる。ある事件の解決のため二つ以上の訴訟が必要とされるような事実があるとすれば、そのような複数の訴訟を禁止する理由はなんら存在しないのである。⁽¹⁴⁵⁾ 以上の点を要約すれば、裁判所は二つの重要なしかし対抗する政策間の比較衡量を行わなければならないのである。その一つは、不在者の利益に関する不利な事実上の効果を回避しようとする政策であり、もう一つは、原告に対して可能な限り本案の救済を付与しようとする政策である。⁽¹⁴⁶⁾ 伝統的には裁判所が不在者の権利については裁判する権限を欠くことが強調されるのに対して、新たな見解は、そのような権限の欠缺を前提として、さらに在廷

当事者間での裁判所の判決が不在者に対して及ぼす事実上の効果について考慮するのである。それはまた、完全な判決ではないが、原告または被告のために不在者を害せず有益な裁判をするための工夫が存在することをも意味するとする。⁽¹⁴⁷⁾ 前述した伝統的な第二の原則については、新たな見解によれば、もし原告が在廷当事者間の事件についての裁判所の判断を得ることができないときは、多数の訴訟による被告の困難を防ぎかつ司法資源を保護するため裁判所が完全な裁判をすることを強調するのではなく、裁判所が不在者の不在のまま手続を進行させる方策を試みる義務が注目されるのである。Reed 教授によれば、このことは訴訟の量を最小化するという伝統的な関心を放棄するものではないが、ここでは強調される必要はなく、むしろ原告が訴を却下されるとすれば全く手続を進めることができないという可能性を認める必要があるとする。⁽¹⁴⁸⁾

(六) Shields v. Barrow 事件判決の評価

一八五四年の Shields v. Barrow 事件判決は、併合を必要とされる者には必要的当事者と不可欠の当事者が存在することを指摘し、その区別が一九三八年制定の連邦民事訴訟規則にも採用されたことは前述の通りであるが、Reed 教授はこの二つの定義が彼自身の提案した基準と一致する解釈を受ける余地があることを指摘する。⁽¹⁴⁹⁾ 「必要的当事者」という表現は、もし不在者に事実上の影響を与えることがないとするれば、原告に対して本案の救済を与えることを承認するものである。個々の事例の状況の下で不在者に影響を与えることなく一定の救済を与える判決を形成することができるならば、その不在者は Shields v. Barrow 事件判決の定義の下では必要的当事者と呼ばれるのである。より単純化すれば次のように述べることができるとする。すなわち、裁判所が不在者の利益に影響を与えることなく手

続を進め有意義な判決を言い渡すことができるならば、その不在者は「必要的当事者」にすぎない。もし、その状況では裁判所が手続を進めることができないうようなものときは、その不在者は「不可欠的当事者」なのである。⁽¹⁵⁰⁾しかし、Reed教授はこの事件で最高裁が不在者を不可欠的当事者と認定した推論の過程を批判する。この事件で原告は六人の被告と締結した和解契約の取消しを求める訴えを提起したのであるが、被告とされたのはそのうちの二名のみであった。最高裁は残りの四名が不可欠的当事者であるとして訴を却下すべきものとした。しかし、Reed教授は本件では原告勝訴判決を言い渡しても不在者にはなんらの不利益も生じないであろうとする。和解は一部の者につき無効とされ他の者については依然として有効なものとされるが、互いに依存した履行が求められるのでない限り不都合はないとする。⁽¹⁵¹⁾また、その合意の有効性が争点とされているが、本件での原告の最終的な目的は、その合意が無効であることを対世的に宣言することではなく、最初の手形に基づき二人の被告から支払を受ける権利を確定することにあつたのである。⁽¹⁵²⁾もっとも、このように原告のために手続を進行させることに対しては二つの批判がなされるであろう。第一に、原告は在廷する二被告に対しては和解の内容に従わないことができる一方で、それ以外の不在者に対してはなお和解契約の内容である土地占有の権利を主張できるとすることは不公平であり、また第二に裁判所は多数の訴訟の提起を受けるであろうということである。⁽¹⁵³⁾まず第一の批判に対して、Reed教授はこのような場合には他の不在者を被告とした別訴で同様の判決を得ることという条件を付した上で判決を言い渡すことで対処できるとする。⁽¹⁵⁴⁾また第二の批判に対しては、もし逆に原告が訴の提起を許されないとすれば、他にすべての当事者に対して召喚状を送達できる裁判所が存在しない以上、原告はなんらの救済も得られなくなってしまふことを指摘する。⁽¹⁵⁵⁾このよう

な場合に原告の訴を却下することは、原告のために手続を進めること以上にその判決を不適當なものとするのである。もし、最高裁が以上のような推論を前提として判断したとすれば、不在者を不可欠的当事者とは認定しなかつたであろう。しかし、最高裁はこのような推論を前提とせず、和解契約の当事者の権利が分離できない (inseparable) ものであることに基づいて不在者を不可欠的当事者と認定したのである。⁽¹⁵⁶⁾Reed教授によれば、最高裁のこのような分析は妥当なものではないとする。なぜならば、第一に最高裁はそもそもそれが本当に分離できないものであるかどうかを全く示しておらず、また第二に「分離できない」(inseparable) という用語は単に結果を表わしており、原因を示してはいないからである。⁽¹⁵⁷⁾裁判官は、当該事件において対立する諸利益についての綿密な衡量を行なう代わりに、しばしば合同の権利 (joint rights) や分離できない権利 (inseparable rights) という用語を使用することによりその裁判を正当化しようとする傾向をもつのである。⁽¹⁵⁸⁾また、Reed教授は本件のように不在者の不併合を理由として訴えを却下するならば、原告が全く救済を得られなくなるような場合は、裁判所は、不在者の利益を保護しかつ適切な結果をもたらすような形で、原告に救済を与えることのできるような判決を工夫すべきことを強調する。⁽¹⁵⁹⁾この事件では、前述のように原告がルイジアナ州の裁判所で他の五人の被告に対して同様の判決を得るまではその判決が効力を生じないとの条件を付すことで、原告が在廷二被告に対しては売買代金を取り立てることができるとしながら、なお他の被告に対してはその土地を保有できるとするような不都合な結果が生ずるのを防ぐことができるとする。このような条件付判決の言渡しについてはすでに先例が存在したにもかかわらず、最高裁はそのような判決の可能性を考慮しなかつたのである。⁽¹⁶⁰⁾

以上のような批判を通して、Reed 教授は、Shields v. Barrow 事件の判決が必要的当事者と不可欠的当事者というそれ自体は適切な区別をアメリカの民事訴訟にもたらした一方で、それを個々の事件に適用するための不適切な方法をもたらしたとする。最高裁の上述のような区別を採用した他の裁判所が、権利の可分性 (separability-of-rights) という術語をも採用したことは驚くことではないのである。⁽¹⁶¹⁾ しかし、ある当事者の不在のままでは手続を進めることができないか (その当事者は不可欠的当事者) それとも手続を進めることができるか (その当事者は必要的当事者) を判断することは、共通の (common)、合同の (joint)、または利益において結合した (united in interest) というような権利の性質に従ってそれらの者をいずれかの当事者に分類することとは全く別のことなのである。⁽¹⁶²⁾ また、必要的当事者と不可欠的当事者の区別についても、必要的当事者の場合は裁判所は手続を進めるかどうかの裁量権を有するが、不可欠的当事者の場合は裁判所はそのような裁量権を有しないことを前提としている。しかし、このような前提は、裁判所がそもそもある当事者を必要的当事者かまたは不可欠的当事者と定める裁量権を有することを看過するもので誤まっているとする。⁽¹⁶³⁾ そして、多くの裁判所が Shields v. Barrow 事件の判決を裁判の前提としたため、訴を却下することなく原告に救済を与えることのできる判決を考慮しないという結果をもたらしたとする。⁽¹⁶⁴⁾ 以上のような理由から、Reed 教授は、Shields v. Barrow 事件の判決の基準によらずに、原告の救済の不存在、被告の二重の応訴、不在者に対して生ずる影響、裁判所の便宜、そして最終的な結果の妥当性というように対立する諸利益を、個々の事例ごとに適切に比較衡量することが妥当であると結論づけるのである。⁽¹⁶⁵⁾

(91) Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327 (1957). また、Reed 教授の見

解の詳細については、高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み(一)」法協九二巻五号五三七頁—五四四頁(昭五〇)を参照。

(127) *Id.* at 331.

(128) *Id.* at 331—332.

(129) *Id.* at 332.

(130) *Id.* at 333.

(131) *Ibid.*

(132) *Ibid.* の点について、高橋・前掲注(126)法協九二巻五号、五五三頁注(七六)を参照。

(133) *Id.* at 333—334. また、Reed 教授は、上述のような管轄権上の議論に関する論理上の誤謬を次のように表現している。すなわち、「Aは不在当事者であるとすれば裁判所の判決により拘束されえない・Aは不在当事者である・Aは本件では裁判所の判決により拘束されるであろう・それゆえ、なんらの判決も言い渡されえない」というものである。*Id.* at 333. これに対して、Fink は、ある不在者が不可欠的当事者であるとすれば、その不在者を併合せずになされた裁判は、不在者についてだけではなく在廷当事者についても無効とされるであろうから、裁判所の管轄権の問題と関連するとして、Reed 教授の見解に反論する。Fink, *supra* note 98, at 417—421.

(134) Reed, *supra* note 126, at 334.

(135) *Ibid.*

(136) *Ibid.*

(137) *Ibid.*

(138) *Id.* at 335.

(139) *Ibid.*

(140) *Id.* at 336.

- (141) *Ibid.* この点については、谷口安平「多数当事者紛争とデュー・プロセス—アメリカ法の動向から—」法学論叢七八巻五号一七頁(昭四一)参照。
- (142) *Ibid.*
- (143) *Ibid.* 谷口・前掲注(141)法学論叢七八巻五号一七頁参照。
- (144) *Ibid.* *But see* Fink, *supra* note 98, at 414—415, 424, 448.
- (145) Reed, *supra* note 126, at 337.
- (146) *Id.* at 338.
- (147) *Id.* at 338—339. この点については、谷口・前掲注(141)法学論叢七八巻五号一五頁、および二二頁注②参照。
- (148) *Id.* at 339.
- (149) *Id.* at 342; *see* Shields v. Barrow, 17 How. (58 U. S.)130, 15 L. Ed. 158(1855). この判例の詳細については、本稿一一(3)(a)を参照。
- (150) Reed, *supra* note 126, at 343.
- (151) *Id.* at 343. この点については、高橋・前掲注(126)法協九二巻五号五三九頁(昭五〇)以下を参照。
- (152) Reed, *supra* note 126, at 343—344.
- (153) *Id.* at 344.
- (154) *Ibid.*
- (155) *Ibid.*
- (156) *See* Shields v. Barrow, 17 How. (58 U. S.)140, 15 L. Ed. 160 (1855).
- (157) Reed, *supra* note 126, at 346. 高橋・前掲注(126)法協九二巻五号五三八頁参照。
- (158) Reed, *supra* note 126, at 346. 高橋・前掲注(126)法協九二巻五号五三八頁—五三九頁参照。
- (159) Reed, *supra* note 126, at 355. この点については、谷口・前掲注(141)法学論叢七八巻五号一五頁、および二二頁注②参照。

照。

- (160) Reed, *supra* note 126, at 355.
- (161) *Ibid.*
- (162) *Id.* at 355—356.
- (163) *Id.* at 356. ある当事者が必要的当事者であるか不可欠的当事者であるかは、当事者の不併合に対する原告側の帰責性と、被告または不在当事者側の要保護性との比較衡量に基づいて判断されると考えられる。
- (164) *Ibid.*
- (165) *Ibid.* *But see* Fink, *supra* note 98, at 439, 448. Fink は、必要的当事者併合のルールに関する問題を解決するためには、不在者の不在のまま手続を進行させるという方法によるのではなく、訴訟の全体を迅速に解決できるように、利害関係を有するすべての当事者を単一の裁判所に引き込むという方法によるべきであるとする。そして、そのような方法として、不在当事者である不可欠的当事者または条件的に必要な当事者を連邦裁判所に出廷させるための召喚状の送達の大、それらの不在当事者に関する裁判地の要件の緩和、およびそれらの不在当事者に関する完全な州籍の相違の要件の緩和という法技術を提案する。

(5) 必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Hazard 教授の批判

Reed 教授は、前述のように一九世紀初期から現在に至るまでの必要的当事者併合のルールに関する判例法を分析し、その固定的な適用を批判したのであるが、Hazard 教授はさらに一七世紀後半から一九世紀初期までのこのルールに関する判例と文献を分析し、そこでは必要的当事者に対するものとしての不可欠的当事者の概念はそもそも知られていなかったのであり、きわめて柔軟な必要的当事者併合のルールが適用されていたことを指摘した。彼によれば、一七世紀および一八世紀において、大法官は実際的な便宜性と必要性に合うよう意図された例外を持った、きわ

めて実行しやすい必要的当事者のルールを發展させたのであり、これらのルールは次のように要約することができるとする⁽¹⁶⁶⁾。すなわち、第一に、ある紛争について利害関係を有するすべての当事者は、その紛争について完全な解決を行なうことのできるように、その事件に関する訴訟の必要的当事者とされる。第二に、必要的当事者の併合は、それが不可能であるか実際的でないかまたは不適當な錯綜を生じさせるときは免除される。第三に、当事者とされない者は、当事者とされている者により代表されていないときは、判決により拘束されない、とするものであった⁽¹⁶⁷⁾。しかし、一七八〇年頃からその後三〇年の間に、裁判所の混乱した一連の判決により、次のような第四のルールが現われた。すなわち、その事件を完全に解決しないような判決は登録されないとするルールであり、不可欠的当事者のルールはこのルールに基礎をおくのである⁽¹⁶⁸⁾。Hazard 教授は、一七世紀後半、一八世紀前期および中期、一八世紀後期以後の時期に分けてこのルールの展開を跡づけているので、彼の区分に従い判例を中心としてその展開を概観してみた⁽¹⁶⁹⁾。

(イ) 一七世紀後半の必要的当事者のルール

Hazard 教授は、この時期においては主としてイギリスの大法官であり、エクイティ上の実体法および手続法の双方のルールを体系化し「体系的エクイティの父」と呼ばれた Nottingham 裁判官の必要的当事者に関する判例を分析している⁽¹⁶⁹⁾。それによれば、Nottingham 裁判官は必要的当事者の問題を考慮する際、不可欠性の原則を前提とせず、公正と便宜性という実際的な考察——多数の訴訟の回避、争点に関する証拠の適切な提出の保障、裁判所の労力の効率的な利用、そしてその事件に関する異なる当事者間での矛盾した判決の回避——を前提とした⁽¹⁷⁰⁾。そして、必

要的当事者の問題に対する彼のこのような実際的なアプローチは、一般的に必要なとされ後には不可欠とされるような当事者の併合を免除する彼の判決により、一層明確に示されているのである。すなわち、原告は必要的当事者を併合するために彼のできるすべてのことを要求されるが、なんらかの理由でそれが便宜でないときは、それらの者の併合は免除されるのである⁽¹⁷¹⁾。また、不在者である必要的当事者の問題を取り扱う場合、今日クラス・アクション⁽¹⁷²⁾として知られる工夫が前提とされ、さらに他の事例では、現代のプリーヴェイ⁽¹⁷³⁾の考え方に類似した概念が使用され、その結果不在者の併合は不必要なものとした⁽¹⁷⁴⁾。これらの判例において示された訴訟手続上の原則は、Nottingham 裁判官の後にも継続して適用された。その原則を要約すれば、すべての利害関係を有する当事者の併合は、それが不可能であるか便宜でないかまたは不当な負担となる場合を除いて要求されるものであった⁽¹⁷⁵⁾。それゆえ、不在当事者が裁判所の裁判権外にありまたは法喪失宣告を受けた (outlawed) 場合、不在被告が多数のためそれらすべての者を裁判所に出庭させることが困難な場合、被告が係争債務を負担した時点で、不在者が裁判所の裁判権外にいることを認識していた場合、または不在者に送達を行なおうとする努力を妨害したとき、それらの当事者の併合は要求されなかった⁽¹⁷⁶⁾。また、ある事例では代表の原則が利用され、他の事例では後続する矛盾した裁判の危険が小さいことが示唆され、さらに原告がその救済の請求を在廷被告に対するものに限定したことが指摘された⁽¹⁷⁷⁾。また他方において、被告が重複した責任を負担する危険を負うことが明らかであるときは、他の請求者を併合すべきであるとする強い主張が存在した⁽¹⁷⁸⁾。しかし、これらのいずれの事例においても、不可欠的当事者は言及されなかったのである⁽¹⁷⁹⁾。

(ロ) 一八世紀における展開

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (三)

一八世紀中期においては、利害関係を有するすべての当事者の併合を要求するとする一般原則が適用された⁽¹⁸⁰⁾。しかし、国外に存在した不在者の併合を免除した事例に加え、不在者が他の裁判所における訴訟手続の当事者となっていたため、召喚状に服しないとされた場合にも例外が認められた。この事例では、彼はその裁判所の裁判権外に存在するものと扱われ、それゆえ彼の併合は免除された⁽¹⁸¹⁾。Darwent v. Walton 事件は、再度管轄権に服しない不在者の問題を生じさせた⁽¹⁸²⁾。この事件では、一人の債権者が二人の組合員に対する合同の請求を有していたが、そのうちの一人の組合員が国外にいたため他方の組合員に対して支払いを求める訴えが提起された。これに対して不在者たる組合員が裁判権に服しないと主張がなされた。これは二つの問題を提示した。第一に、原告は他の債務者を併合することなく手続を進めることができるかどうかであり、第二に彼が手続を進めることができるとすれば、被告たる債務者は、債務の全額について責任を負うのか、それともその半額についてのみ責任を負うのかということであった。この争点について、Hardwicke 裁判官は、原告が一人の合同債務者のみを訴え、かつ彼から全額を回復することができるとを明らかにした⁽¹⁸³⁾。この判例は、一八世紀中期の必要的当事者のルールを正確に示しており、後に現われる不可欠的当事者のルールがもつ苛酷な点を有してはいなかった⁽¹⁸⁴⁾。

Hardwicke 裁判官の取り扱った事件の一つである Attorney v. Baliol College 事件は、後の不可欠的当事者の概念にとり重要な役割を演じたように思われる点で非常に注目されるとする⁽¹⁸⁵⁾。この事件では、信託財産の設定者である原告と受託者である被告との間の信託財産に関する訴訟の終了後、その信託財産の受益者が受託者を被告として訴えを提起し、自らがその訴訟に併合されていなかったことを理由としてその判決は無効であると主張した。これ

に対して、Hardwicke 裁判官は前訴は通謀して提起されたものではなかったので、受益者が当事者とされていないことも問題がないこと、また受益者は国外に存在しており裁判所の召喚状に服さなかったからその受益者を当事者とすることは免除されることを指摘して、受益者の主張を排斥した⁽¹⁸⁶⁾。Hazard 教授はこの判決を次のように分析している。すなわち、この判決では、受託者は通謀の行為が存在しなければ信託の受益者の利益を適切に代表したとする前提が存在するのである。この点に関して訴訟手続上重要なことは、訴訟当事者により適切に代表された者は、彼自身当事者とされる必要はないということである。なぜならば、その不在者は、彼を代表する当事者により保護されるからである⁽¹⁸⁷⁾。ところで、後の著述家は、本件が「消極的当事者」(passive party) は併合される必要はないことを明示したものであると説明した。しかし、その結果積極的当事者 (active party) と消極的当事者という二分法が生じ、これが不可欠的当事者のルールの持つ多くの困難を生じさせたのである⁽¹⁸⁸⁾。

Jones v. Jones 事件は、前述の二分法における消極的当事者の概念と関連した形式的当事者 (formal party) という概念に言及している点で注目されるとする⁽¹⁸⁹⁾。この事件では、原告は被告に対して文書偽造 (forgery) 等を理由として不動産貸借権の取消しを求めたのであるが、その不動産貸借権の当事者とされた受託者が当事者として併合されていなかった。このため、被告は受託者が併合されていないこと等を理由として手続を進めることができないとの異議を申し立てた。Hardwicke 裁判官は、この異議申立てが本案審理開始後になされたものであるにも拘らず、これを認め、当該手続を延期し、原告が補充訴状を提出して、詐欺についての明確な主張をするとともに受託者を当事者とすることを認める旨判示した⁽¹⁹⁰⁾。このため、原告がその後補充訴状を提出したが、これには最初の訴状の被告が当

事者とされていなかったため、被告が再審理開始後に再度異議の申立てをした。これに対して、Hardwicke 裁判官は、事件が再度裁判所の審理に付された時点で当事者不併合の異議申立てがなされたため、裁判所が完全な判決言渡しのためもっぱら形式的当事者の欠缺を理由として訴訟を延期することになるとすれば、そのような申立ては明らかに時宜を失したものであると判示した。⁽¹⁶⁵⁾ この判決で注意しなければならないのは、Hardwicke 裁判官は形式的当事者は最初から併合される必要はないとは述べていなかったことである。彼は、その異議申立ては時宜に適したものはなかったので、却下されると述べたのである。それゆえ、彼の使用した形式的当事者という術語は、後に理解されたように判決を言い渡すために併合されなければならない者と、その必要がない者とを区別したものととられるべきではなかった。⁽¹⁶⁶⁾ 反対に、彼は判決を完全なものとするために形式的当事者は併合されなければならないことを承認したのである。言い換えれば、彼はその判決は形式的当事者なしには不完全であることを承認したのであるが、異議申立てが時宜に適していなかったため、不完全な判決を言い渡そうとしたのである。⁽¹⁶⁷⁾ しかし、後年この判決は、形式的当事者なしに判決は記録記載することができないが、非形式的な (nonformal) または積極的な (active) 当事者は併合されなければ判決は記録記載することができないという原則を示すものとして理解されてしまったのである。⁽¹⁶⁸⁾

(165) Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 Col. L. Rev. 1254, at 1255 (1961). 高橋・前掲注(126)法協第九二巻五号五四四頁および五四六頁注(七〇)を参照。

(166) Hazard, *supra* note 166, at 1255.

(167) *Id.* at 1256.

(168) *Ibid.* Nottingham 裁判官は、エクイティが先例を重んじ技術性をそなえた一つの法体系になっていく過程——crystallization of equity (エクイティの結晶化)——において重要な役割を演じ、近代エクイティの父といわれる。田中英夫ほか編・前掲注(67)九四五頁参照。

(169) Hazard, *supra* note 166, at 1257—1258.

(170) *Id.* at 1259.

(171) クラム・マツシヨンドロウダ、J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 683, 722 (1985); F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 562, 640 (3d ed. 1985).

(172) プリヴァティ (privacy) とは、非当事者と当事者との間の一定の関係を意味する。非当事者と当事者との間には、そのようなプリヴァティという関係が存在するときは、判決の範囲は拡張され非当事者に拘束力を及ぼす。See J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 172, at 683. このようなプリヴァティという関係が存在する場合として、次のような二つの場合が指摘されている。第一に、非当事者は、彼の利益が彼のために当事者として行為する資格を有する他人により代表されている場合には、拘束力を受ける。また、第二に、非当事者は、その者の実体的な法的権利が、前訴で当事者とされた他人を含む判決に服する関係にあるかまたはそのような関係になると定義されるような場合には拘束力を受けられる。See F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 172, at 629—630. さらに、相互性の原則 (The Doctrine of Mutuality) の放棄と、法技術に基づき、非当事者が前訴判決を利用することができる場合があるとされる。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* at 686—693; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* at 630—637. 非当事者に対する判決効についての詳細な研究として、大橋真弓、「アメリカにおける判決効の主観的範囲論序説(一)(二)」法協一〇三巻九号一八四六頁、一〇号二〇五〇頁(昭六一)、原強、「第三者による判決理由中の判断の援用(一)(二)」上智法学論集三〇巻一六一頁(昭六二)、三三三巻二四五頁(平成二)を参照。

(173) Hazard, *supra* note 166, at 1260.

(174) *Id.* at 1260—1261.

- (176) *Id.* at 1261.
- (177) *Id.* at 1261—1262.
- (178) *Id.* at 1262.
- (179) *Ibid.*
- (180) *Id.* at 1264.
- (181) Plunket v. Penson (Rolls 1740), 2 Atk. 51, 26 Eng. Rep. 428.
- (182) 2Atk. 510 (1742), 26 Eng. Rep. 707—708(Ch.).
- (183) *Ibid.* Hardwicke 裁判官が、Nottingham 裁判官以来あらたな発展を遂げたエッセイの諸原則を近代的な形態において確定したとされる。田中英夫ほか編・前掲注(67)九三七頁参照。
- (184) Hazard, *supra* note 166, at 1265.
- (185) 9 Mod. 407 (1744), 88 Eng. Rep. 538 (Ch.).
- (186) *Id.* at 409, 88 Eng. Rep. 539.
- (187) Hazard, *supra* note 166, at 1267. *ゆゑに*、この点については注(173)を参照。
- (188) *Ibid.* 消極的当事者 (passive party) として、当事者とされることも判決効を受ける当事者を指し、積極的当事者 (active party) とは当事者とされることにより判決効を受ける当事者を指す。したがって、この二分法は必ずしも当事者の併合の必要性の有無に対応するものではない。それにも拘らず、後年、消極的当事者は併合される必要のない当事者として、積極的当事者は、併合されなければ訴訟が却下される当事者として理解されるようになった。*Id.* at 1274.
- (189) 3Atk. 110 (1744), 26 Eng. Rep. 867 (Ch.); 後続の手続については 3Atk. 217(1745), 26 Eng. Rep. 927(Ch.).
- (190) *See* 3 Atk. 100, at 111—112 (1744), 26 Eng. Rep. 867—868 (Ch.).
- (191) *See* 3 Atk. 217 (1745), 29 Eng. Rep. 927 (Ch.). *また*、Hardwicke 裁判官は訴訟の過程で当事者が死亡し、その当事者の受遺者またはその他の受託者のような形式的当事者 (本件がこれに属する) が欠缺する場合、それらの者を在廷させる訴状は、厳密な意味での補充訴状ではなく、訴訟承継訴状の性質を有する補充訴状であり、このような訴状においては最初の訴状の被告を当事者とする必要はなく、また事件が再度審理に付されるに至るときは、それらの被告は当事者の欠缺について異議を申し立てることはできない」と判示した。*Ibid.*
- (192) Hazard, *supra* note 166, at 1268. 形式的当事者 (formal party) とは、訴訟の目的物に直接的利害関係を有さないが、訴訟を規律する法規によって記録上当事者となることを要求される者、あるいは、訴訟の便宜上その訴訟で解決することのできる利害関係を有し、共同訴訟人となることによって将来の訴訟を回避しうる地位にある者で、しばしば nominal party (名目的当事者) と同義とされる。田中英夫ほか編・前掲注(67)三三八頁参照。
- (193) Hazard, *supra* note 166, at 1268.
- (194) *Ibid.*